

倉吉市学生地域活動推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、倉吉市学生地域活動推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 補助金は、地域の課題の解決や活性化に向けて倉吉市内において活動する学生団体に対し、その活動費を補助することで、若者の挑戦を後押しし、その活動や地域住民との交流を促進するとともに、地域への愛着を醸成し、当該課題の解決や活性化に資することを目的とする。

(補助金の交付)

第3条 市は、前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる補助事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額から、補助事業に伴う助成金その他の収入の額を控除した額に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（100円以下の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）と第5欄に掲げる額とのいずれか少ない額以下とする。

(交付申請の時期等)

第4条 補助金の交付申請の時期は、補助事業の着手の日の20日前までとする。ただし、4月20日より早い日に着手する場合は、4月10日までとする。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(補助金の交付の決定)

第5条 市長は、交付申請を受けたときは、当該交付申請書の内容について審査し、補助することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、速やかに補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

2 補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 第1項及び第3条第1項の規定にかかわらず、補助金の交付申請を行った者が規則第6条の2各号に掲げる者である場合は、市は、その者に補助金の交付決定を行わない。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の市長の承認を要しないものとして別に指定する変更は、補助対象経費の増額以外の変更とする。この場合において、変更についての承認を受けようとする場合に用いる様式は、規則第12条第3項の申請書による。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告は、次の各号に掲げる場合に依りて、当該各号に定める日までに行わなければならない。この場合において、当該報告に用いる様式は、規則第17条の報告書（次項において「実績報告書」という。）による。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合 補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日と当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合 交付決定を受けた日が属する年度の翌年度の4月10日

2 実績報告書に添付すべき規則第17条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(補助金の支払)

第8条 補助金の支払の請求に用いる様式は、規則第20条による。

(交付額の確定の通知)

第9条 規則第18条の規定による交付すべき補助金の額の確定の通知は、様式第4号によるものとする。

(その他)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和7年5月1日から施行し、令和7年4月1日から着手する補助事業に適用する。
この場合において、この要綱の施行の日後20日より前に着手する補助事業に係る補助金の交付申請は、第4条の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後速やかに行わなければならない。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、各年度の当初において補助金についての予算措置が講ぜられなかった場合は、当該年度の前年度の3月31日限り、その効力を失う。
3 この要綱の失効前に規則又はこの要綱の規定によりなされた補助金についての行為に対する規則又はこの要綱の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額
地域課題の解決や地域の活性化に向けて倉吉市内で取り組む事業	学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する鳥取県内の大学、大学院、専修学校、高等学校に在籍する2名以上のグループ。 ただし、高等学校に在籍するグループは、在籍する学校の推薦書及び法定代理人（保護者等）の同意書を添付すること。	補助事業の実施に要する報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、その他市長が必要と認める経費 ただし、次に掲げる経費は対象外とする。 （1） 補助事業者在籍する学校の管理運営にかかる経常的な経費、人件費、工事請負費、構成員に対する個人給付にあたる経費、食糧費（補助事業の実施に必要なものを除く） （2） 補助対象として不適当と認められる経費	10分の10	10万円

様式第 1 号（第 4 条関係、第 7 条関係）

事業計画書（事業報告書）

1 補助事業の内容

事業名	
事業内容	【事業目的】 【実施時期・場所】 【参加人数】 【内容】
	【成果】（実績報告）

2 助成金その他の収入 ☐ 有 ・ ☐ 無

3 暴力団等との関係

- ☐ 申請者は、補助金等交付申請書を提出する時点及び補助事業を実施する期間において、
（1）暴力団（2）暴力団員（3）暴力団関係者 のいずれにも該当しません。

4 添付書類（見積書、領収書の写し等）

- （1）見積書（領収書）
- （2）グループ概要書（参考様式 1）
- （3）学校からの推薦書及び法定代理人（保護者等）の同意書（参考様式 2）（高等学校に在籍するグループに限る）
- （4）写真

様式第2号（第4条、第7条関係）

収支予算書（収支決算書）

1 収入の部（補助金を独立した項目とし、その他すべての財源を明記すること）（単位：円）

事項	予算額（ア）	決算額（イ）	増減（ウ＝ア－イ）	備考
補助金（倉吉市学生地域活動推進事業費補助金）				
助成金その他の収入				
自己負担				
計				

2 支出の部（計の額が1収入の部の計の額と一致すること）（単位：円）

事項	予算額（ア）	決算額（イ）	増減（ウ＝ア－イ）	備考
需用費				
報償費				
旅費				
需用費				
役務費				
使用料及び賃借料				
その他				
計				

※ 1収入の部・2支出の部のそれぞれで行が不足する場合は、適宜これを追加すること。

番 号
年 月 日

様

倉吉市長

倉吉市学生地域活動推進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった倉吉市学生地域活動推進事業費補助金（以下「補助金」という。）については、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

補助金の対象事業は、補助金等交付申請書に記載の内容とする。

2 交付決定額等

補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

（1） 算定基準額 金 円

（2） 交付決定額 金 円

3 経費の配分

補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、補助金等交付申請書に記載の内容とする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、倉吉市学生地域活動推進事業費補助金交付要綱（令和7年5月1日総務部長決裁。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合にあっては、変更後の額）のいずれか少ない額により行う。

5 補助規程の遵守・その他の条件

（1） 補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

番 号
年 月 日

様

倉吉市長

倉吉市学生地域活動推進事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日 第 号で交付決定のあった倉吉市学生地域活動推進事業費補助金（以下「補助金」という。）について、次のとおりその交付額を確定したので、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第18条第1項の規定に基づき、通知します。

記

- 1 補助金の名称 倉吉市学生地域活動推進事業費補助金
- 2 確定交付額等 補助金の確定交付額は、次のとおりである。
 - （1） 確定交付額 金 円
 - （2） 算定基準額 金 円
 - （3） 交付決定額 金 円
- 3 補助規程等に従わない場合の補助金の返還等

交付額確定通知があった場合でも、規則又は要綱の規定に従わないときは、規則第21条第2項において適用される同条第1項の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、並びに規則第22条第2項、第23条第1項及び同条第4項の規定により、交付決定の額を超えた部分の補助金の返還を命じ、及びそれについての加算金及び延滞金の納付を求めることがあります。

(参考様式1)

倉吉市学生地域活動推進事業費補助金 グループ概要書

グループ名				
活動実績				
代表者	学校名	学年	氏名	連絡先
参加者				
担当教員 ※高等学校に在 籍するグループ に限る	学校名	役職等	氏名	連絡先

(参考様式2)

番 号
年 月 日

倉吉市長

住 所
学校名
代表者

倉吉市学生地域活動推進事業費補助金の推薦について

このことについて、次のグループは、当該事業にふさわしい団体であると認められますので、推薦します。なお、補助事業の実施にあたっては、担当教員が指導します。

記

(1) 推薦グループ

グループ名

代表者

(2) 補助金の振込先の同意

☐ 推薦するグループが補助金の交付を受ける場合は、補助金を受け取る口座を本学校の代表口座とすることに同意します。

同意書

倉吉市長

上記代表者が上記グループにより倉吉市学生地域活動推進事業費補助金の交付を申請し、及びその交付を受けることについて同意します。

年 月 日

グループ代表者法定代理人（保護者等）

住所

氏名